

報告事項 10

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和3年度第2回）

について

このことについて、令和3年9月14日に愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議を開催し、諮問事項についてまとめを得ましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和3年10月18日

高等学校教育課

令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

ま と め

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

全日制課程における新しい入学者選抜制度については、次のとおりとする。

1 一般選抜における校内順位の決定方式について

- (1) 調査書の評定得点と学力検査合計得点による「A」、「B」の区分は、行わない。
- (2) 調査書の評定得点と学力検査合計得点の比率は、現行のⅠ、Ⅱ、Ⅲの3通りの方式に、新たに評定得点を2倍する方式及び学力検査合計得点を2倍する方式を加えて5通りとし、各高等学校があらかじめ選択する。
- (3) その他の事項は、現行どおりとする。

2 特色選抜について

- (1) この選抜を実施することのできる高等学校・学科及びこの選抜に出願することのできる者は、次のとおりとする。

ア 農業、工業、商業、水産、家庭、看護及び福祉に関する学科

当該高等学校・学科の特色ある教育内容を理解し、その教育内容に関連する明確な進路目標と当該高等学校・学科で学習する強い意欲を有する者

イ 理数、体育、外国語、国際教養に関する学科及び総合学科並びにコースを設置する若しくは特色ある教育課程を有する普通科

自然科学、人文・社会科学、スポーツなど特定の分野で優れた能力と顕著な実績を有する者

ウ 地域に根差し、地域貢献を特色とする高等学校

当該高等学校で学習する強い意欲と地域社会に貢献する意志を有する者

- (2) この選抜の実施の有無は、当該高等学校長が決定する。

- (3) この選抜の実施時期は、一般選抜よりも早い時期に実施する推薦選抜と同じとし、各高等学校の実情に応じて1日又は連続する2日間で実施する。
- (4) この選抜と推薦選抜は、併願できないこととする。
- (5) この選抜の定員は、推薦選抜とは別とし、当該高等学校・学科の募集人員の20%程度までを上限に、当該高等学校長が実情に応じて具体的な人数の枠を定める。
- (6) この選抜の入学検査は、面接を必須とし、これに加え、各高等学校・学科の実情に応じて、作文、基礎学力検査、プレゼンテーション、実技検査から一つを当該高等学校長が選択して実施する。

なお、面接の方法や日程等、面接の実施に関する必要な事項は、当該高等学校長が定める。ただし、「自己の特性などを1分間程度で答えさせる質問」及び「グループ討議」は行わないこととする。これらを行わないことについては、推薦選抜及び一般選抜も同様とする。

また、実技検査の内容は、現行で行われているものとする。（音楽科及び美術科で行われているものは除く。）

- (7) この選抜の出願に当たっては、「入学願書」、「調査書」等の一般選抜の出願に要する書類に加えて、「志望理由書」を志願先の高等学校長に提出する。

3 その他の選抜

(1) 推薦選抜について

ア この選抜を全ての高等学校・学科において実施すること及び合格者数は、現行どおりとする。

イ 上記2(1)アに伴い、㊥推薦は農業科と水産科のいわゆる後継者推薦のみとする。

(2) 全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜について

ア この選抜の実施時期は、一般選抜よりも早い時期に実施する推薦選抜と同じとする。

イ この選抜と特色選抜及び推薦選抜は、併願できないこととする。

ウ この選抜の学力検査は、基礎学力検査とする。

エ その他の事項は、令和2年度の本協議会議のまとめのとおりとする。

(3) 外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜について

ア この選抜の実施時期は、一般選抜よりも早い時期に実施する推薦選抜と同じとする。

イ この選抜と特色選抜及び全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜は、併願できないこととする。

ウ その他の事項は、現行どおりとする。

4 実施時期

新しい入学者選抜制度の実施時期は、1から3までを含め、令和5年度入学者選抜からとする。

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議開催要綱

第1 趣 旨

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について研究協議をするため、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（以下会議という。）を随時開催する。

第2 構 成

会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A関係者

第3 議長及び副議長

- (1) 会議には議長及び副議長をおく。
- (2) 議長及び副議長は、委員のうちから互選する。
- (3) 議長は会議を主宰する。
- (4) 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

第4 会議の招集

会議は県教育委員会教育長が招集する。

第5 幹 事

会議には幹事をおく。幹事は会議の事務について委員を助ける。

第6 専 門 員

会議には、専門の事項を調査する必要があるときは専門員をおくことができる。

第7 意見聴取

会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第8 会議の公開

会議は、議長の判断により、会議の一部又は全部を公開しないことができる。会議を公開する際の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

第9 会 議 録

会議は、会議録を作成し、その保存期間は5年間とする。

第10 雑 則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年5月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から実施する。

令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

委員名簿（順不同・敬称略）

◎ 愛知教育大学教育学部教授	土屋武志
○ 名古屋大学教育基盤連携本部特任教授	林 誉 樹
名古屋学芸大学ヒューマンケア学部教授	佐藤洋一
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授	石井秀宗
愛知教育大学教育学部教授	飯島康之
学校法人愛知享栄学園理事長	長谷川信孝
トヨタ自動車株式会社人事部技能系人事室採用グループ長	高嶋 忠
名古屋銀行人材開発部人事グループ副業務役	川田絵里
愛知県地域婦人団体連絡協議会副会長	鈴木みどり
愛知県公立高等学校PTA連合会長	保永真生
愛知県小中学校PTA連絡協議会長	青木啓祐
名古屋市教育委員会指導部長	大川栄治
東海市教育委員会教育長	加藤千博
豊川市教育委員会教育長	高本訓久
愛知県立岡崎高等学校長	柴田悦己
愛知県立春日井高等学校長	須田文清
名古屋市立桜台高等学校長	伊藤 司
愛知県立瑞陵高等学校長	嶋田麻知代
東海市立三ツ池小学校長	鈴木俊二
名古屋市立東桜小学校長	新井宏法
豊田市立足助中学校長	鈴木直樹
名古屋市立東港中学校長	太田 智
愛知県立豊明高等学校教諭	加藤聡也
名古屋市立工業高等学校教諭	齋藤大地
半田市立半田中学校教諭	鈴木雅勝
名古屋市立東山小学校教諭	河合雄介

◎は議長、○は副議長